

平成30年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年 9 月10日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成30年 9 月10日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成30年 9 月10日午前11時47分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	1 番	小 山 善 照 君		9 番	岩 下 孝 嗣 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		会計管理者兼税務課長	井 上 新 吾 君	
	管理兼政策統括監	西 立 也 君		総 務 課 長	中 山 昇 洋 君	
	財政企画課長	加 納 晴 美 君		住民福祉課長	中 島 泰 広 君	
	保健介護課長	山 口 善 正 君		産業振興課長	日 高 大 助 君	
	まちづくり課長	松 本 恵 一 君		生活環境課長	鈴 木 博 之 君	
	教 育 課 長	中 村 大 輔 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦	議会事務局主査		松 本 辰 範

平成30年第3回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月10日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度玄海町一般会計補正予算（第3号））
- 日程6 議案第36号 動産の買い入れについて
- 日程7 議案第37号 町道長倉藤平線橋梁上部工工事変更請負契約について
- 日程8 議案第38号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約について
- 日程9 議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）
議案第40号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第41号 平成30年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第42号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第43号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程10 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に

ついて

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前ではございますが、先般行われました玄海町長選挙において当選されました脇山町長から、今定例会が就任後最初の議会ということで挨拶したいとの申し出があっておりますので、許可いたします。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

皆様おはようございます。8月9日に町長に就任しました脇山伸太郎です。ちょうどきょうで一月になるところでございます。この一月間に国へ出向き、国会議員の皆様、また、経産省エネルギー庁に挨拶、また、県庁へ知事に挨拶、また、唐津市の市長、議会のほうへ挨拶してまいりました。また、庁内の業務内容としましては、各課の業務引き継ぎ、また、来客等の対応をして、やっこの一月間で町長室におるのがなれたところでございます。

また、私が公約に掲げておりました内容につきましては、現在、前岸本町長が本格予算を組まれております。よって、来年度の4月から私の公約に基づく予算になるかと思っております。それまでこの6カ月、半年ほどを次の予算策定のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。

議会の皆様とともに、一緒によりよい玄海町になるように尽力する次第でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長（上田利治君）

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によっ

て、御了承方お願いいたします。

日程１ 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、１番小山善照君、９番岩下孝嗣君を指名いたします。

日程２ 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程２．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日９月10日から21日までの12日間とし、本会議を10日、13日及び21日の３日間、委員会を14日及び18日から20日までの４日間、休会を11日から12日及び15日から17日までの５日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日９月10日から21日までの12日間とすることに決定いたしました。

日程３ 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程３．議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の２第３項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、本年６月から８月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、７月11日に全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会及び平成30年度定期総会が東京で開催され、出席いたしました。

総会の付議案件として、平成29年度事業報告及び収入支出決算並びに平成30年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）が提案され、全て原案どおり決定されました。

なお、総会終了後に経済産業省資源エネルギー庁から「原子力政策について」と題して講演がされ意見交換を行ったところでございます。

次に、7月31日に平成30年度知事・市町議会議長懇話会が佐賀市で開催され出席いたしました。懇話会は、山口知事の挨拶で始まり、各市町の議長より行政課題と今後の施策、要望等がなされ、本町からも県道肥前呼子線及び県道唐津北波多線道路整備事業の早期完了について要望を行い、知事及び県の幹部と意見交換が行われたところでございます。

次に、8月6日に平成30年度国道204号線の整備促進期成会及び国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会の定期総会が唐津市役所で開催され、出席いたしました。

総会では、まず、204号期成会、203号期成会、それぞれについて、平成29年度事業報告及び決算報告、30年度事業計画案及び予算案、計4件ずつの議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、平成30年度の提案活動についての協議がなされ、それぞれ整備促進に関する提案書として強く提案を行っていくという案が採択されました。

次に、8月20日に佐賀県町村議会議長会会議が佐賀市で開催され、出席いたしました。

会議では、平成29年度決算について審議され、全て原案どおり決定されました。

また、会議後には、町村議会議員研修会が開催され、出席いたしました。研修会では山口知事より「未来へ繋ぐ 佐賀の志」と題して、福山大学田中秀征客員教授より「最近の政治」と題して講演が行われたところでございます。

以上をもちまして、議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めまして、おはようございます。本日は、平成30年第3回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、行政報告を申し上げます。本来なら6月定例会以降の動向について御説明させていただくところではございますが、8月9日就任したばかりでございますので、就任以降について報告を申し上げます。

8月22日に佐賀県立美術館ホールにおいて、「水じゅんかんフェア～守ろう！さがん水～」と題して、佐賀県生活排水処理トップセミナーが開催され、出席いたしました。

このフェアは、豊かな川や海の環境を守り、未来へ引き継いでいくためには、生活排水処理施設の役割が非常に重要であることを広く県民に知ってもらうことを目的として開催されました。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部長の森岡泰裕氏より、平成30年7月豪雨による被害概要、新下水道ビジョン加速戦略と下水道事業予算の概要など「最近の下水道事業の動向」について講演がありました。

次に、町長就任に伴い、8月24日に九州経済産業局へ、8月29日から30日まで上京し、資源エネルギー庁、佐賀県選出の国会議員、佐賀県首都圏事務所等への挨拶回りを行いました。

以上で行政報告を終わります。

日程5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度玄海町一般会計補正予算（第3号））

○議長（上田利治君）

日程5．議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第35号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成30年度玄海町一般会計補正予算（第3号）でございます。

専決理由といたしましては、平成30年度玄海町一般会計において、玄海みらい学園バレーボール部が九州中学校体育大会に出場することとなり、早急に補助金を交付する必要があったことから、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。

歳出補正予算の2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費のふるさと応援寄附金基金積立金711千円を減額し、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の生徒派遣費補助金を711千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,163,933千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第35号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程 6 議案第36号 動産の買い入れについて

○議長（上田利治君）

日程 6. 議案第36号 動産の買い入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第36号 動産の買い入れにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

動産を買い入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

買い入れ物件といたしましては、消防用小型動力ポンプ付積載車2台でございます。

契約の相手方といたしましては、佐賀市若楠二丁目10番24号、松枝商会、代表者松枝幸則氏でございます。

買い入れ価格は11,188,800円でございます。

予定価格に対する落札率は87.42%でございます。

納入期限は平成31年2月15日でございます。

なお、今回、一般競争入札を行いまして、応札業者は5業者でございます。

5業者を申し上げます。1社目は有限会社鹿島防災具店、2社目は株式会社サガハツ、3社目は松枝商会、4社目は有限会社唐津興機、5社目は西部消防株式会社、以上5社でございます。

提案理由でございますが、現在、所有しております消防用小型動力ポンプ付積載車のうち、座川内地区と仮立地区の分は平成12年度に更新を行ってから17年が経過し、耐用年数の15年を経過したことから、今回、平成30年度佐賀県電源立地地域対策補助金事業により更新するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第36号 動産の買い入れについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第37号 町道長倉藤平線橋梁上部工工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程7. 議案第37号 町道長倉藤平線橋梁上部工工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第37号 町道長倉藤平線橋梁上部工工事変更請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年6月12日に請負契約した町道長倉藤平線橋梁上部工工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成29・30年度電源立地地域対策交付金事業町道長倉藤平線橋梁上部工工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は875,399,400円でございます。変更前の金額が926,640千円でありましたので、51,240,600円の減額となっております。

契約の相手方は、佐賀県佐賀市多布施一丁目4番27号、松尾・岡本特定建設工事共同企業体、代表者松尾建設株式会社佐賀支店、取締役支店長村岡祐吉氏でございます。

工期につきましては、着工は平成29年6月12日から、成工は平成31年3月4日までとなっております。

支出科目は、一般会計、8款土木費、2項道路橋梁費でございます。

変更理由の主なものとしては、設計図書照査の結果、PC鋼材の数量に相違があったことによる変更と、平成30年4月10日の単価改定に伴う労務費及び資材単価上昇によるインフレスライド変更を行うものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

橋梁の設計変更の減額ということで上がっておりますけれども、設計変更の理由で2点ほど挙げてあります。

まず第1点のPCケーブルの数量の減、それから、PCケーブル緊張工の減ということですけれども、これは当然、設計委託はコンサルタントに委託をされてあると思います。この減になるということを見つけられたのは、設計コンサルが見つけれられたのか、役場のほうの

内部で見つけられたのか。要するに設計委託した場合はコンサルタントの中でもある程度完了をしたら最後の照査という作業をするわけですが、そこで数量から何からチェックして間違いないということで発注者のほうに手渡しをするわけですが、どの時点でこの数量の減になる、これは計上ミスだと思いますけれども、どの時点でこれを見つけられたんですかね。2番目でスライド条項を適用されてありますけれども、このとき設計を一度しないといけないですよ。スライド条項で増額するとき、幾ら増額するか計算をする必要がありますから、そのときまた設計書を見直して額を出されると思いますけど、そのときに役場の内部で見つけられたんですかね。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

詳細につきましては松本まちづくり課長が答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

P Cケーブルの数量の違いにつきまして、まちづくり課として把握をさせていただきましたのは、工事発注後に工事の内容について請負業者、それとコンサル、それと、役場のほうで打ち合わせを行います、この中で施工業者のほうからちょっと数量がどういうふうになっているのかという質疑がありまして、内容等を調査した結果、このP C鋼材ですか、これの数量について違算が見つかったと、この三者の調整の中で見つかったということです。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

設計のコンサルと施工業者、それと、役場のほうとの会議の中でこの数値が見つかったということですよ。

あれだけの特殊工事で大型の橋梁ですから、当然、設計委託のコンサルさんも、かなり大

きなコンサルさんだと、専門のコンサルさんだと思いますけれども、結局、コンサルの数量の計上ミスですよ。あつてはならないような、これが減額になるからいいということでもないですよ。これがもし増額になれば、相当な問題になってくると思います。コンサルの責任というのは大きくなってくると思いますけれども、コンサルはどういうふうを考えて反省というか、されているんでしょうかね。こういうことを起こすと、ある程度ペナルティーを与えるような格好にもなってくるんじゃないかだと思いますけれども、コンサルのほうはどういうふうな言い方をされているんでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

この数量についての間違いが発見されたときに、コンサルのほうにも強く申し入れまして、どういうふうな経緯でどう間違ったのかと、それで、その経緯についてということで報告をしていただきました。

報告では、精査ということで最終的な設計を上げて内容等の再確認をしたということでございましたが、その中でこのPC鋼材の数量計算の過程、その計算過程において二重に計上していたということで、ちょっと把握というか、見つけることができなかったということで報告を受けております。

こういうミスがあると、私たちも大変困りますし、現場のほうの工事の発注、施工についても工程的にもおくれるというところが出ますので、こういうミスがないようにということで申して、業者のほうから再発防止ということで今後こういうことがないようにということで最終的な精査を改めてやるということで報告を受けております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

注意していただかないと、減額だからいいということにはならないと思いますのでですね。

それから、変更理由の2番目ですけれども、スライド条項を適用する、要するに工事期間中に物価の急激な変動等で資材、労務が上がった場合、業者から申し出があれば、発注者はそれを受けとめなければならないということになっていますけれども、その労務、資材の変更、いつ時点、多分6月じゃなくて、いつ時点での単価改定があったのか、その上昇率等が

どれぐらいになってこの条項を適用することになったのか、お伺いをいたします。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

この工事につきましては、発注につきましては、29年度の単価の人件費、資材で発注設計書を作成しております。今回、30年度の4月に資材、人件費、これの単価アップがあっております。この単価アップに伴いまして、インフレスライドの申し入れを受けております。

インフレスライドにつきましては、請負額の100分の1、1%以上の増というふうになれば、これを減額した残りの99%について変更をとということになっておりますので、その費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

この橋梁工事は去年、おとしぐらいからやってありますので、当然この条項を適用するのは、今まで終わっている分は完了していますから適用されませんよね。今から残っている工事、その金額が幾らかをはじいて、それに対してこのインフレスライドを適用するということになりますよね。

そしたら、次の2点目の変更理由は今聞きましたけど、トータルで51,000千円近くの工事費の減ということになっていますよね。変更理由の1番、P Cケーブルの減では減額、2番のスライド条項適用では増額ですよ。プラ・マイして50,000千円の減ということですけども、それぞれ幾らぐらい減額、増額になるのか、教えてください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

インフレスライドにつきましてはの増につきましては、先ほど議員言われましたような形で計算をしております。これで約16,000千円の増ということでございます。

それと、済みません、P C鋼材につきましては76,000千円の減という

ことです。

それと、3番目に書いておりますその他数量について、現地の内容等細かいところの調査をさせていただいて、その結果、起終点の橋梁を工事する場合に、ちょっと土工、土の工事が必要となったというところがありましたので、そういうもの、それとデザインパネル、当初は景観ということでデザインパネルを設置するというようにはしておりませんでしたが、内容等を進める中でデザインパネルがあったほうがいいんじゃないかということで、それらのことでの変更をさせていただきました。それが9,000千円の増ということになります。

合計いたしまして、減額の51,240,600円の減というふうになっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

変更契約で減額をするというのは非常に珍しいケースですね。今までで私も初めてじゃないかと思います。理由は、今、宮崎君が質問したような理由であったんですけど、これは設計の見落としですか。設計業者が過剰見積もりをしたわけですね。なぜそういうふうなことになって、それを見抜けなかったのか。先ほどの答弁では、業者から指摘があって見つけたということですけど、その前にまちづくり課で一応検討もされるでしょうけど、やはり技術的に探し出すのは困難な状態なのでしょうか。玄海町ぐらいの自治体の技術力といいますかね。それを施工業者が指摘をして見つけた。これはもし施工業者がそのまま黙っていれば、施工業者に入るわけですよ。その辺はどうなってくるんですか。そしたら、終わった後で、工事が終わって会計検査をする、会計検査をしたら、過剰な工事をしてやったということになると思うんですけど、もしそうなら、どうなっていたんでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

この違算箇所につきまして発見したということですけど、議員おっしゃられますように、設計ができた後に業者のほうで精査をして内容を確認し、数量の確認までしてから、役場のほうに提出をされます。役場のほうでも再度その中身について確認をし、受け取ったということでございます。その間につきましても、発注前に再度図面等のチェックを行いましたが、

大変申しわけありません、数量の計算過程の数字というところで、内容等、その違いについては見つけることができておりませんでした。大変申しわけなく思っております。

それと、実際これが発注した後ですけど、実際の工事の中でこのP C鋼材につきましては実施の数量という形で施工というふうになりますので、最終的に使っていない、過大に計算した分については現場のほうで使っていないというような状況になりますので、最終的なところで変更して減というような形で処理をさせていただくというふうになると思っております。ですから、会計検査を受ける、成工の場合にはこの減をした段階での変更ということで変更契約をして工事の完成というふうになると考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

このP Cケーブル工を変更したわけですね。トン数を減らした。そして、緊張工も箇所を減らした。ということは、初めは設計時にわからずに、途中で施工業者が見つけたというのもおかしいと思うんですね。工事をしている途中でこの工事は必要ないというようなことになって施工業者がクレームをつけたんですか。これは、その前に設計段階では過剰な設計をしていたわけですね。その過剰設計をまちづくり課では見抜けなかった、こういう大型の橋梁というのは玄海町は初めてで無理もないかというふうにも考えますが、それは言いわけにはならないんですね。だから、その辺の発見した場合、なぜこれが要らなかったのかというなら、手前でもっと見つかって報告があるべきだったと思うんですけどね。今になって、工期はあと半年ぐらいしかないですね。それで、ここで契約変更するわけですけど、その辺の取り扱い方はどのように、これから先のこともありますし、どういうふうを考えておられますか。そして、これは電源立地地域対策交付金ですね。もしそのままこの工事を進めていて、この金額でやっていたらどうなったのかというのもさっき聞いたんですけど、もしそうだった場合はどうなりますか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

この間違いが見つかったというものにつきましては、工事を施工する前に業者のほうで現地の測量、それと、設計書の内容精査をします。それで、工事に入る前に、先ほども申しま

したが、施工業者、それから設計したコンサル、それと役場のほうで事前に協議を、内容等の確認の協議をいたします。ですから、工事を施工する前に見つかったという状況でございましたので、工事の業者についても鋼材等の発注等につきましては修正したもので鋼材等の購入をされております。

それと、変更につきましては、電源立地地域対策交付金につきましては変更というふうになれば、内容等の精査をして変更内容、それと、交付金の充当額、こちらを見まして、交付金の充当額を割るような契約というふうになりますと、申請の変更をして交付金の充当額を落とすというような形で処理をさせていただいた後に契約というふうな段取りになるというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

工事をする前に施工業者、コンサル、町が協議をして、そこで見つかったわけですね。見つかったから協議したわけですか。協議をして見つけて、それはいつごろだったんですか。今、議会にかかって、これは変更した後の議会承認を得ているわけですけど、それまで議長でも私たちでも全くそういうことは聞いていなかった。それを今ぽんと出されて、この前、議案説明会で初めて見て、こういうふうな形だということですけど、それは見つかった時期はいつごろだったんですか。そして、そういうふうに工事をしているなら、手前でもっと議会側にも知らせるべきではなかったんですかと思うんですけど。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

先ほど言った協議につきましては、昨年10月の終わりに協議をさせていただいて、最終的にミスの報告ということでありましたのは、10月20日に間違いだったということの報告を受けております。

変更の契約の提案につきまして遅くなったことについては大変申しわけなく思っております。これが発覚した後に、内容等の再度の精査、それと、図面では平面、2次元の図面ですので、再度本当はないのかということで図面の確認、現地の確認、それと、現場は3次元で

進みますので、本当にその設計でいいのかということで内容等の精査、それと、今後の変更についても確認をさせていただいておりました。その作業に少し手間取ってしまいまして、大変遅くなってしまったということは申しわけなく思っております。

今後、このようなことがないように気をつけたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

昨年の10月にはもうわかっておった。それをきょうは9月10日ですから、11カ月ぶりですよ。それまで全く耳にしたこともなかったんですけど、議長ぐらいに報告をしておりましたか。こういうまれなケース、こういう大型橋梁は、玄海町にはかつてなかった工事なので、難しかったのかもしれませんが、この場合、コンサルはそのままのコンサルタント料でいくわけですか、ただ嚴重注意をただけで。そういう程度の軽いものじゃないですよ。この減額率7.2%になりますよね。総額で90,000千円のうちに76,000千円ですか。だから、7.2%以上ですね。こういう巨額ですよ。だから、もっと慎重にこういうことも扱ってもらいたいと思います。

それで、もしこのまましていたときの答弁はないんですけど、交付金を扱う担当のほうではどういうふうになりますか、もしそうになっていたときは。不正使用ということになるんでしょうけど。

○議長（上田利治君）

加納財政企画課長。

○財政企画課長（加納晴美君）

交付金の充当に関しましては、当然、工事費に対して充当額を決めまして、国に申請をしておるものでございますので、まず工事が完了しますれば、その金額の充当額ということで私どものほうは終わりになりますけれども、先ほど岩下議員が言われるように、後々、例えば、会計検査等々で指摘があれば、その際に補助金返還ということの指摘等を受けますならば、それに応じた対応が必要になろうかと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

指摘を受けたら、それに応じた対応、その指摘を受けた、もしこのまま過剰設計で工事を終わっていたとしたら、後から見つかって、もし成工検査も終わって検査に来るでしょう。そこでこれは過剰な工事じゃないかというようなことに、もしそこで指摘をされた場合は、その分のお金は玄海町が負担しなければいけないんじゃないかなと思うから、どういうふうになるかと聞いているんですけど。

○議長（上田利治君）

加納財政企画課長。

○財政企画課長（加納晴美君）

済みません。当然、交付金事業でございますので、九州経済産業局なり、国なりの確定の検査でございますので、当然、検査の際に指摘があれば、それに応じて、それは省庁との協議もございますけれども、返還なりというような措置が生じる場合もあるかと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

そういう措置があるかとも思いますということは、ない場合もあると、両方考えていいわけですね。だから、そういうふうに過剰な工事設計をして、過剰な工事をしていて、それが検査で発覚した場合は両方考えていいということですね、今の答弁は。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

交付金の充当につきましては、当初の設計、それと、内容等を精査して設計金額を出します。その設計金額に対して、入札前ということになりますので、今後の入札等々でどれぐらい下がるのか。下がったとしても、交付金の充当が割れないような形で、充当額という形で決めさせていただいております。ですから、今回、変更があって、その充当額、85%ないし90%の充当という形で今は処理をさせていただいておりますが、変更となって、この充当額を割るというふうになれば、先ほど言われましたように返還というようなことがございます。ただ、減額になったとしても、この充当額を割らないというふうになれば、内容等の変更と

ということでの処理をさせていただくというような手続になっております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

手前でわかって変更しているからいいようなものですが、玄海町は特に電源関係の資金で工事をしておりますよね。だから、こういうのにはよほど気をつけてやらんという、後々いろんな仕事をする場合でも、玄海町のする仕事にはちょっと注意をせにゃいかんよというようなことになると思うんですよ。そうすれば、事業に差し支えが来る。そういうことをよく肝に銘じられて、今後こういうことがないように、コンサルを選ぶ場合でも、ただ入札で落札したから選ぶじゃなくて、ちゃんとしたそういう技術力も加味した上で指名業者をする必要があると思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

今回の件に関しましては、私も議会議員中に聞くのは初めてでございました。コンサルに対しても、もう少しどういった内容だったのかを聞きまして、そして、その対応をしていきたいと思っております。

それからまた、去年の10月にわかっていたということで、議会のほうにも連絡が遅くなったのも大変申しわけなく思っております。

今後は、そういった対応もきちんとできるような対応をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第37号 町道長倉藤平線橋梁上部工工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第38号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 8. 議案第38号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第38号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年 8 月10日に請負契約した新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事について、設計変更の結果、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的としましては、平成29・30年度電源立地地域対策交付金事業 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事でございます。

変更契約の方法は、当初の請負減率による契約でございます。

変更契約金額は242, 110, 080円でございます。変更前の契約金額が238, 680千円でございますので、3, 430, 080円の増額となっております。

契約の相手方は、佐賀県佐賀市多布施一丁目 4 番27号、松尾・小野特定建設工事共同企業体、代表者松尾建設株式会社佐賀支店、取締役支店長村岡祐吉氏でございます。

工期につきましては、着工が平成29年 8 月10日から、成工は平成31年 2 月28日までとしております。

支出科目は、一般会計、８款土木費、３項河川費でございます。

変更理由の主なものとしては、既設堤防の取り壊しに伴う堤外土堤及び堤内仮締切工設置位置のチェックボーリングを行った結果による鋼矢板の数量変更でございます。

また、樋門本体設置に伴う床堀の結果、当初想定していた支持地盤と異なっていたことにより、樋門本体の鉄筋、遮水鋼矢板等の数量変更をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。中山昭和君。

○８番（中山昭和君）

調査ボーリングをして発注していて、後から設計変更する。こういう事例は今まで何度でもあっております。あそこの現地を見たらわかるように、工事箇所を調査ボーリングしていたならば、こういう問題は起きないんじゃないかと思われませんが、いかがですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

詳細につきましては、松本まちづくり課長に答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

ここの工事につきまして、現地の状況からいって岩盤の状況というのが大きく違う。それと、特に今度の施工につきましては樋門を設置するということで地盤の状況、地質の状況がどうだったのかということにつきまして、当初から注意をしておりましたので、調査ボーリングを２カ所、それと、下水処理の工事のときに３カ所のボーリング調査をやっていただいております。それと現地の状況から見て、岩盤線、海側とか右前方のほうには露岩島（通称めがね岩）と呼ばれるものがあると。そういうものの状況の中で、現地の地盤ということで想定をしておりましたが、どうしても土の中に埋まっていた部分、これがその想定をして

いた岩盤線と違っていたということで、今回の変更をお願いするということになってしまいました。大変申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

調査ボーリングを金かけてやる意味がないんですよ、こんなことやっていたら。だから、今からはよく注意してやってくださいよ。あなた方はもう素人じゃないんですからね。その辺をもう一度言ってください。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

調査ボーリングにつきましては、施工箇所の全体的な地盤がどういうふうになっているのかということでボーリングをさせていただきます。それと、その後どういうふうな施工が一番いいのかということで、施工位置、今回の場合は海側の土堤、それに遮水が必要だということで矢板等々を設置するというふうに決めさせていただきました。

調査ボーリングの段階ではその位置が確定という形ではありませんので、施工の段階でそこを確認したいということでのチェックボーリングというふうにやらせていただいております。ですから、調査ボーリングの段階では、施工箇所を細かく何カ所もということではなくて、工種によつての基準がありますので、その数に合わせた形で調査ボーリングをさせていただきます。

確かに議員言われますように、調査ボーリングをやって現地の状況を見て現場の土の中の想定をするということでありましたけど、今回、どうしても違っていったということに対しては大変申しわけなく思っております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

ことしの7月の豪雨で、みらい学園、それからグラウンド、町民会館等が浸水しましたけれども、それを解決する、対応するということで、今、樋門の対策工事を一昨年から進めておられて今年度が最終ということで工事をされております。

変更理由、1番と2番、これは矢板の枚数の変更ということで、さっき調査ボーリングのお話もあっていましたけど、なかなかボーリングどおりに現地の地盤がなっていないということは、それはもう十分理解できます。その現場で何十本もボーリングを打つわけではないし、せいぜい1本、多くても2本ぐらい打つわけですから。それと、地中での工事ですから、そのとき何が起きるかわからない、浸水があるときはすぐとめなければならない。それで、1番と2番は矢板の増ということで、これは理解できますけれども、3番の理由は躯体の構造の変更をしたということになっています。柔構造から剛構造の樋門にすると。当初は地盤が砂だろうという想定をして柔構造、やわらかい構造、要するに沈下しても構造物も一緒に沈下しますよという構造ですよ。ですから、ある程度たわんでももてるような構造にしておかなければならないということで鉄筋類も多くなってきましたけど、掘削した結果、岩が出てきたということで、その岩の上にどんと乗せればいいわけですから、構造の計算上はたわみ等があまり発生しないということで鉄筋の数も減ってくる。それはわかりますけれども、その樋門の設計を見直したというところで、再度、構造計算から何かからする必要がありますから、その時点でまたコンサルに発注されたのかどうかだけ、1点だけお伺いします。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

当初につきましては、議員御指摘のように砂の上、ここが堆積した砂の上というふうに、その部分が大きいだろうということでしておりました。それに対する構造計算で発注設計書をやっておりましたが、現地の状況、掘削して岩の状況を見ますと半分以上、3分の2以上が岩の上に乗るということで、今度は剛構造、かたい盤の上に乗るということでしたので、改めまして業者のほうに設計、構造計算ということでの発注をお願いしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第38号 新田地区黒形川排水樋門改築及び築堤護岸工事変更請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）

議案第40号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 平成30年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第43号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程 9. 議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）から議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

補正予算でございますが、議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,381千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を7,237,314千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、1款町税、1項町民税の現年課税分17,800千円の減額の主な要因は、前年度と比べ、農業所得に係る町民税所得割が約15,000千円減少し、営業所得に係る町民税所得割が約2,800千円減少したことによるものでございます。

次に、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の普通交付税4,614千円の減額は、普通交付税算定額の基準となる基準財政収入額が見込みより増加したことによるものでございます。

次に、11款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金、農林水産施設災害復旧費分担金の3,718千円の増額は、平成30年7月豪雨により農地や農道が被災したため、災害復旧事業に要する受益者分担金でございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金の272千円の増額は、障害者自立支援給付支払等システム改修に係る経費の国庫補助でございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、農業費補助金の2,216千円の減額は、農振除外等に伴い、多面的機能支払交付金の交付対象面積が減少したことによる3,383千円の減額と、鳥獣被害防止施設の整備事業を本年度は新たな事業である佐賀県中山間地域所得向上支援事業交付金で行うこととなったため、新たに1,167千円を予算計上するもので、歳出にも同額を計上いたしております。

次に、14款県支出金、2項県補助金、7目災害復旧費県補助金、農林水産施設災害復旧費補助金の4,014千円の増額は、平成30年7月豪雨に伴う農地や農道の災害復旧事業に要する県の補助金でございます。

次に、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金の37,065千円の増額は、平成29年度決算に伴い、剰余金の繰り越しを計上するものでございます。

次に、歳出補正予算の主なものといたしましては、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、庁舎維持管理経費13,004千円は、庁舎空調設備の改修に係る設計業務委託料を計上するものでございます。

同じく、1項総務管理費、6目基金管理費、財政調整基金経費46,042千円の増額の主なものは、平成29年度決算剰余金を積み立てるものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費545千円の増額は、障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料を計上するものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の1,936千円の増額は、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、ニーズを把握するためのアンケート調査に要する経費を計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費3,086千円の減額は、歳入でも御説明いたしました多面的機能支払交付金の交付対象面積が減少したことによる4,611千円の減額と、佐賀県中山間地域所得向上支援事業交付金1,167千円などを計上するものでございます。

次に、10款教育費、4項社会教育費、6目コミュニティセンター費の5,066千円の増額は、旧小・中学校の不要備品の処分に要する経費を計上するものでございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費の7,927千円の増額は、歳入でも御説明いたしました平成30年7月豪雨により被災した農地や農道の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

次に、議案第40号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,837千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を959,837千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税7,057千円の減額は、被保険者の所得額が見込みより減少したことによるものでございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金8,484千円の増額は、国民健康保険税等の減少に伴い、歳出予算に対する歳入予算の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金30,387千円の増額は、平成29年度決算に伴う繰越金を計上するものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、9款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金の25,625千円の増額は、平成29年度決算剰余金のうち、一般会計からの繰入金に応じて一般会計に繰り出すものでございます。

次に、議案第41号 平成30年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,730千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を713,730千円とするものでございます。

歳入補正予算といたしましては、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金4,732千円の増額は、平成29年度決算に伴う介護給付費の不足額を基金から取り崩すものでございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金18,935千円の増額は、平成29年度決算に伴う繰越金を計上するものでございます。

歳出補正予算の主なものとしては、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金の11,213千円の増額は、平成29年度介護給付費等が確定したため、概算交付額との差額を返還するものでございます。

次に、6款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金の13,219千円の増額は、平成29年度決算剰余金のうち、一般会計からの繰入金に应じて一般会計に繰り出すものでございます。

次に、議案第42号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を266,028千円とするものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、2款事業費、1項事業費、1目特定環境保全公共下水道事業費の303千円の増額は、4月の人事異動に伴う職員給与の増額によるものでございます。

次に、議案第43号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ916千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を76,916千円とするものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金の900千円の増額は、平成29年度決算剰余金のうち、一般会計からの繰入金に应じて一般会計に繰り出すものでございます。

次に、議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の総額に645千円を追加し、補正後の収益的支出の総額を378,585千円とするものでございます。

支出の主なものとして、2款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費の645千円の増額は、4月の人事異動に伴うものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成30年度玄海町一般会計補正予算（第4号）から議案第44号 平成30年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）までの以上6件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程10 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成29年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（上田利治君）

日程10. 議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○議長（上田利治君）

議案第45号から議案第50号までの平成29年度の各会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度の玄海町一般会計及び各特別会計の決算について、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見書をつけて御提案をいたしております。

まず、議案第45号、玄海町一般会計の決算でございますが、歳入決算額は9,084,531,295円で、予算現額に対して3,258,295円の減、調定額9,119,320,832円に対する収入率は99.6%でございます。

歳出決算額は8,945,934,415円で、予算現額9,081,273千円に対する執行率は98.5%でございます。

翌年度繰越額が7,488千円、不用額が127,850,585円となっておりまして、この結果、歳入歳出差引残額は138,596,880円となりまして、翌年度への繰り越し財源を差し引いた実質収支額は136,965,880円でございます。

次に、議案第46号、玄海町国民健康保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は1,191,575,256円で、予算現額に対して1,531,256円の増、調定額1,211,498,238円に対する収入率は98.4%でございます。

歳出決算額は1,161,188,550円で、予算現額1,190,044千円に対する執行率は97.6%で、歳入歳出差引残額は30,386,706円でございます。

次に、議案第47号、玄海町介護保険特別会計の決算でございますが、歳入決算額は627,077,724円で、予算現額に対して31,282,276円の減、調定額628,359,750円に対する収入率は99.8%でございます。

歳出決算額は608,141,605円で、予算現額658,360千円に対する執行率は92.4%で、歳入歳出差引残額は18,936,119円でございます。

次に、議案第48号、玄海町下水道事業特別会計の決算でございますが、歳入決算額は282,979,401円で、予算現額に対して3,365,599円の減、調定額283,571,221円に対する収入率は99.8%でございます。

歳出決算額は282,979,401円で、予算現額286,345千円に対する執行率は98.8%で、歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、議案第49号、玄海町後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、歳入決算額は71,493,580円で、予算現額に対して145,420円の減、調定額71,502,180円に対する収入率は99.9%でございます。

歳出決算額は71,171,244円で、予算現額71,639千円に対する執行率は99.3%で、歳入歳出差引残額は322,336円でございます。

最後に、議案第50号、玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算でございますが、まず、

収益的収入の収入決算額が380,764,670円、収益的支出決算額が368,167,569円となっております。

損益計算書につきましては、収益372,354,217円、費用361,273,624円となり、11,143,261円の純利益となりました。

資本的収入及び支出でございますが、収入決算額がゼロ円、支出決算額が94,879,632円となっており、収支差額94,879,632円の不足となり、不足分は過年度分損益勘定留保資金21,656,138円及び当年度分損益勘定留保資金62,080,233円並びに当年度利益剰余金処分額11,143,261円をもって補填いたしております。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成29年度決算において生じた利益剰余金11,143,261円のうち、全額を資本金に積み立て、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定を受けることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、平成29年度の各会計の決算につきまして概要を申し上げます。

それから、平成29年度玄海町健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、監査委員の意見書をつけて報告いたしております。

また、意見書の中で監査委員さんからさまざまな御指摘をいただいていることにつきましては十分に反省をし、今後、予算の適正な編成と執行管理に努めていきたいと考えております。

どうか御審議の上、認定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

本件につきましては、監査委員の意見をつけて議会の認定に付されておりますので、議会選出の監査委員として選任されております友田国弘議員に決算審査の報告をいただきたいと思います。7番友田国弘君。

○7番（友田国弘君）

決算審査の御報告をいたします。

平成29年度玄海町一般会計及び各特別会計決算並びに水道事業会計決算の審査につきましては、去る7月9日から8月2日までの期間実施いたしましたところ、審査に付された一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきましては、それぞれの関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはなく、正確であることを

認めます。

平成29年度の一般会計予算は、歳入においては新たに使用済核燃料税を加えた町税、国・県支出金、基金繰入金を主な財源となされておりますが、旧値賀小学校の土地・建物の売却による不動産売却収入も一部を占める編成となっております。

また、ふるさと応援寄附金はそれらと同様に重要な財源となっており、より一層の収入の増加に努め、その財源を生かした魅力あるまちづくりの施策に期待しております。

なお、地方自治体の財源のもととなる町税の滞納は、町財政運営の根幹を揺るがすものであり、重大な問題でありますので、今後とも収入を確保し、負担の公平性を維持するため、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

歳出につきましては、ふるさと応援寄附金事業や原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金基金経費が減となつてはいるが、福祉施設整備事業や町道長倉藤平線橋梁整備事業費等がふえており、前年度と比較して約1,460,000千円の増額となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約63,000千円増加しており、歳出でも前年度と比較して約96,000千円増加しております。

歳入の国民健康保険税についても、町税と同様、滞納がありますが、この国民健康保険税は本会計財源の根幹でありますので、町税と同様に、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約46,000千円増加しており、歳出でも前年度と比較して約41,000千円増加しております。

第1号被保険者保険料につきましても、滞納が発生しておりますので、町税と同様に、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められるよう望むものであります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約34,600千円増加しており、歳出におきましても歳入と同額の34,600千円の増加となっております。

今後も住民の衛生的な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与するため、接続率の向上に特段の努力を望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入では前年度と比較して約1,100千円増加しており、歳出でも前年度と比較して約1,000千円増加しております。

最後に、水道事業会計につきましては、これまで多額の資本が投入され、施設も普及率と有収率の向上を目標に逐次整備改善されておりますが、公営企業運営という基本理念のもと

に、さらに経費の節減、合理化に努めるとともに、町民の生活用水を確保し、環境整備の向上を図るため、本事業が健全でかつ効率的に運営されるよう望むものであります。

以上、簡単に会計別に申し上げましたが、平成29年度は、会計事務も適正に処理されており、大きな問題点、指摘点はありませんでした。これは課内及び庁内のチェック体制の強化や職員研修などの効果によるものと思われますので、今後もさらに職員研修等を行い、事務処理能力を向上させ、各種法令にのっとり適正な行財政事務が行われるよう望むものであります。

なお、九州大学との連携による薬草栽培研究事業については、事業開始より10年の歳月が経過しており、栽培技術の確立や栽培普及に努め、薬草の原料化や商品化を実現して、本町の特産品として産業振興に寄与し、早急に投資効果が発生することを期待するものであります。

また、義務教育学校となった玄海みらい学園では、次世代を担う子供たちの教育行政について、全国屈指の教育環境のもと、今後とも学力の向上を目指し、努力していかれることを期待します。

不用額については、一般会計で約128,000千円であり、前年度と比較して約176,000千円ほど減少しておりますが、多額であることは変わりありません。このことは予算編成の歳入財源や他の歳出予算にも大きく影響するものであり、年間事業計画による予算の執行計画をより詳細に立てられ、状況に応じて柔軟かつ適正で効率的な執行を心がけることが必要であり、予算策定に当たっては、安易に過去の実績にとらわれることなく、実情に応じた事業を展開するための経費として積算すべきであります。

また、扶助費や補助金などの各種行政支援費用については、より詳細な実態把握のもとで利用見込みやサービス提供見込みを立て、予算計上する必要があります。

本町の財政は、少子・高齢化の進行等に伴う社会保障費及び各種公共施設等の維持補修費などの歳出費用の増加が見込まれる中、歳入財源の確保が厳しくなることが予想されますので、これまで以上に経常経費の無駄をなくすとともに、支出の抑制に努め、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に置き、今後さらなる行財政改革を進め、健全な財政運営がなされることを期待いたします。

最後になりますが、第5次玄海町総合計画にある「人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町」という町の将来像に向かって、笑顔がふえる幸せな町にするための諸政策が推進され

ていくことを強く望むものであります。

なお、詳しいことにつきましては、お手元の決算審査意見書により御了承方お願いいたします。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては、決算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 平成29年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第50号 平成29年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件については、決算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分 散会